

2月広報事項①

【件名】

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です（23区内）

【内容】

2月は、23区内の固定資産税・都市計画税第4期分の納期です。6月にお送りした納付書により、お近くの金融機関・郵便局、指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口で、3月2日（月）までにお納めください。なお、現在口座振替をご利用の方の振替日も3月2日（月）となります。

納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）までお問い合わせください。

このほか、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。ぜひご利用ください。

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です（23区内）

6月にお送りした納付書により、3月2日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

口座
振替

※2019年4月から、Webでも申込みを受け付けています。



都税 Web 口座振替

検索

コン
ビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限り
ます。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストア
があります。
ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書
の裏面をご確認ください。

クレ
ジット
カード

※インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払
サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付する
ことができます（税額に応じた決済手数料がかかります。）。
※詳しくは、「都税クレジットカードお支払サイト」を
ご覧ください。

都税クレジットカードお支払サイト 検索

ay-easy

A T M
インターネット
モバイル
バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※ ay-easy（ペイジーマーク）の入っている都税の納付書
をお持ちの場合に限りご利用できます。
※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、
金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで
ご納付ください。）。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）「税金の支払い」をご覧ください。

簡単 便利 安心 な 口座振替の申込みはWebで！

簡単

●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけです。http://www.tax.metro.tokyo.jp/common/web_kouzafurikae.html

便利

●依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。
●2月10日までに申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期からの口座振替が可能
です。
※11日以降に申込みいただいた場合、次年度からの振替となります。

安心

●振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。

2月広報事項②

【件名】

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

【内容】

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります。(所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。)

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります。(所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。)

<寄附金税額控除の対象となる寄附金>

1 地方自治体への寄附金（ふるさと納税）

※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。

※令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は、「ふるさと納税」（特別控除）の対象外となります。

なお、当該寄附金は、引き続き基本控除の対象となります。またその他の地方自治体については、各自自治体へお問い合わせください。

2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

3 所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金

- ・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等への寄附金を指定しています。
- ・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしていますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ○確定申告の手続について | 管轄の税務署 |
| ○住民税申告の手続について | お住まいの区市町村 |
| ○ふるさと納税の手続等について | 寄附先の自治体 |
| ○都の条例指定寄附金について | 主税局課税部課税指導課 03-5388-2969 |
| ○区市町村の条例指定寄附金について | お住まいの区市町村 |

2月広報事項③

【件名】

令和2年度定期課税分 自動車税種別割の障害者減免申請の受付を行っています

【内容】

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方が使用する自動車で、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、令和2年6月1日(月)まで、令和2年度分の自動車税種別割の減免申請の受付を行っています。

なお、自動車を新たに取得した場合の申請期間は、登録の日から1ヶ月以内です。申請期限を過ぎますと、減免は受けられません。また、減免額には上限が設定されています。

詳しくは、東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066(土日・休日、年末年始を除く平日午前9時から午後5時まで)へお問い合わせください。

令和2年度定期課税分 自動車税種別割の障害者減免申請の受付を行っています

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方が使用する自動車で、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、令和2年6月1日(月)まで、令和2年度分の自動車税種別割の減免申請の受付を行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

4月、5月は窓口が混み合います。お早めの申請をお願いします。

<ご注意>

- ・自動車を新たに取得した場合の申請期間は、登録の日から1ヶ月以内です。申請期限を過ぎますと、減免は受けられません。
- ・減免額には上限が設定されています。

【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時(土日・休日、年末年始を除く)



2月広報事項④

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和3年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和2年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

2月広報事項⑤

【件名】

大法人の電子申告が義務化されます

【内容】

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されます。

大法人の電子申告が義務化されます

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されます。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

●詳細はこちらから

東京都主税局ホームページ

eLTAX ホームページ

東京都 電子申告 義務化

検索

エルタックス

検索

- 国税も同様に大法人の電子申告が義務化されます。詳細については、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



2月広報事項⑥

【件名】

令和元年10月1日から自動車の税金が変わりました

【内容】

- 1 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境性能割」が導入されました
- 2 「自動車税種別割」の税率が引き下げられました

令和元年10月1日から自動車の税金が変わりました

1 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境性能割」が導入されました

- (1) 税率は燃費基準達成度等に応じて決定し、**新車、中古車を問わず**、非課税、1%、2%及び3%の4段階を基本とします（営業車、軽自動車の税率は2%が上限です。）。

【自家用乗用車の税率】

燃費基準達成度等	自家用	
	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 ※		
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 ※	1%	
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成 ※	2%	1%
上記以外	3%	2%

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

- (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した「自家用乗用車」については、自動車税環境性能割の税率が**1%軽減**されます。

【令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の税率】

燃費基準達成度等	自家用		自家用	
	登録車	軽自動車	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 ※				
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 ※	1%		1%	1%
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成 ※	2%	1%		
上記以外	3%	2%	2%	1%

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

2 「自動車税種別割」の税率が引き下げられました

- (1) 自動車税の名称が、「**自動車税種別割**」に変わりました。制度は自動車税と同様です。
- (2) **令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた「自家用乗用車」**については、恒久的に自動車税種別割の税額が引き下げられます。

【令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車の税率表】

総排気量	現行	引下げ後
1,000cc以下	29,500円	25,000円
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円
4,000cc超4,500cc以下	76,500円	75,500円
4,500cc超6,000cc以下	88,000円	87,000円
6,000cc超	111,000円	110,000円



【お問い合わせ先】
東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066（平日9時～17時）

2月広報事項⑦

【件名】

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【内容】

- (1) 昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和2年3月31日までに新築された住宅について、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税が全額減免（減免の対象となる戸数は建替え前の家屋により異なります。）されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

上記以外の要件として、①新築された住宅の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること、③建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること、④新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること、⑤新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること、⑥新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請することが必要です。

- (2) 昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和2年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の要件を満たす改修工事を行った場合、工事完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分*、居住部分で1戸あたり120㎡相当分まで固定資産税・都市計画税が耐震減額適用後全額減免されます。

*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分。

上記以外の要件として、①耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること、③建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること、④改修が完了した日から3ヶ月以内に減免申請することが必要です。

いずれの減免を受ける場合にも、申請が必要です。(1)の場合には「固定資産税減免申請書」、(2)の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。なお、建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますので、ご注意ください。詳しくは23区内の各都税事務所までお問い合わせください。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和2年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
（1月1日新築の場合は翌年の2月末）

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和2年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

2月広報事項⑧

【件名】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【内容】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対して、新築後新たに課税される年度から5年度分について固定資産税・都市計画税額が全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

◆減免要件◆

- ① 建替え前の家屋と建替え後の住宅がともに不燃化特区内に所在すること
- ② 建替え前の家屋の構造が木造又は軽量鉄骨造であること（2以上の構造がある場合には、木造又は軽量鉄骨造の床面積が総床面積の2分の1以上である必要があります。）
- ③ 建替え前の家屋が不燃化特区の指定期間中に取り壊されていること
（ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内（令和2年4月1日から令和2年12月31日までに新築した場合は、令和3年3月31日まで）に取り壊されている必要があります。）
- ④ 建替え後の住宅が耐火建築物又は準耐火建築物であること
- ⑤ 建替え後の住宅が検査済証の交付を受けていること
- ⑥ 建替え後の住宅の居住部分の割合が2分の1以上であること
- ⑦ 建替え後の住宅の新築年月日が不燃化特区の指定日から令和2年12月31日までであること
- ⑧ 新築された日の属する年の翌年の1月1日（新築された日が1月1日であるときは、同日）において、建替え前の家屋が滅失した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること

（※）該当しない場合であっても、一定の要件を満たせば対象となる場合があります。

詳しくは建替え後の住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

- ⑨ 新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日までに「固定資産税減免申請書」により申請すること

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、木造又は軽量鉄骨造の家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります）

【申請期限】

新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末

【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

2月広報事項⑨

【件名】

● e L T A X 電子納税がさらに便利になりました

【内容】

2019年10月から地方税共通納税システムが稼働し、e L T A X 電子納税がさらに便利になりました。これまでのインターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付が出来るようになりました。さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

詳細はe L T A X ホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

2019年10月から

地方税共通納税システムがスタート!!

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。



税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納付事務の負担が軽減されます!!



取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



2月広報事項⑩

【件名】

インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

【内容】

東京都主税局では、下表のとおりインターネット公売（動産、自動車、不動産等）を実施します。

詳しくは、東京都主税局ホームページ内の＜公売情報＞（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>）をご覧ください。また、主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）までお問い合わせください。

インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和2年2月13日（木）13時～令和2年2月26日（水）23時	
入札期間	令和2年3月3日（火）13時～ 令和2年3月5日（木）23時	令和2年3月3日（火）13時～ 令和2年3月10日（火）13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の＜公売情報＞からアクセスできます。 インターネット公売（動産、自動車、不動産等）をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車については、下見会を実施する予定ですので、あわせてご覧ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ＜公売情報＞ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

＜メールマガジンのご案内＞ http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

2月広報事項⑪

【件名】

合同不動産等公売のお知らせ

【内容】

東京都主税局では、1月31日（金）から2月7日（金）までの間、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却（公売）します。

なお、入札書は、郵送により受け付けます。

詳しくは、東京都主税局ホームページ内の「公売情報」をご覧ください。

[\(http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/\)](http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/)

また、電話でのお問い合わせも受け付けています。

- ・主税局徴収部実施分：主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）
- ・都税事務所実施分：主税局徴収部徴収指導課徴収指導班（03-5388-3024）
- ・区市町村実施分：主税局徴収部個人都民税対策課（03-5388-3039）

合同不動産等公売のお知らせ



東京都主税局では、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却（公売）します。なお、入札書は、郵送により受け付けます。

入札期間	令和2年1月31日(金)～令和2年2月7日(金)
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>、または都庁第一本庁舎23階南側、各都税事務所及び参加している区市役所・町村役場に設置している「合同不動産等公売案内」をご覧ください。
開札期日	令和2年2月12日(水)午前10時から
開札場所	各公売担当部署において開札を行います。
お問い合わせ先	<主税局徴収部実施分> 主税局徴収部機動整理課公売班 03-5388-3027(直通) <都税事務所実施分> 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 03-5388-3024(直通) <区市町村実施分> 主税局徴収部個人都民税対策課 03-5388-3039(直通)

※公売物件は変更される場合があります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.htm

主税局 メールマガ

検索

2月広報事項⑫

【件名】

点字で課税の内容をお知らせします

【内容】

東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金は、固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税種別割です。お知らせする内容は、税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問い合わせ先です。

ご希望の方は、東京都主税局相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。令和2年2月28日（金）までにご連絡をいただいた方には、令和2年度分から点字のお知らせを同封します。

なお、すでにご利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

点字で課税の内容をお知らせします



東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金	固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税種別割
お知らせする内容	税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問い合わせ先
申 込 方 法	主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）まで、住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。
申 込 期 限	令和2年2月28日（金）までにお申込みをいただいた方には、令和2年度分から点字のお知らせを同封します。

※なお、すでにご利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問い合わせ先】 主税局総務部総務課相談広報班 電話 03-5388-2925